

くらしの情報あれこれ

☎消費生活センター ☎443-2047

事例

業者に勧められ床下の無料点検を行った。業者からカメラで撮影した写真を見せられ「土台に腐食が見られる。シロアリの可能性がある。今すぐ駆除しないと土台がダメになってしまう。」と言われ不安になり、慌てて契約をしてしまったが、必要な契約だったのだろうか。

点検商法は、「無料点検」などと言って訪問し、点検後、事実とは異なる説明をして消費者の不安をあり、不要な契約を勧める訪問販売の手口で、多くの被害報告が寄せられています。

～不安をあおる説明をして 契約させる点検商法に注意しましょう～

アドバイス

- ・「今すぐ工事が必要だ」「特別に値引きする」などとしつこく勧誘されても、その場ですぐに契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。
- ・工事の必要性や金額の妥当性について不安があれば、複数業者から見積もりを取って比較するようにしましょう。
- ・訪問販売で契約した場合は、一定期間内であれば、クーリング・オフ制度で無条件に契約を解除できます。まずは、消費生活センターに相談してください。

消費生活センター相談受付時間…(土)日祝を含む毎日10:00～18:30
(年末年始およびCIC休館日は除く)